

令和4年 第12回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和4年12月27日(火) 午前9時30分より

湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委員：島村文男教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員

説明員：古川子育て教育部長、南雲認定こども園長、南雲教育係長、岡村管理指導主事

欠席者：富沢清美委員

3 開会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和4年第12回教育委員会の議事録署名委員を上村麻美委員、島村文男教育長とする。

議案1件、協議事項無し、報告連絡事項の一部を非公開事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

第1号 「湯沢町いじめ防止基本方針」の改定について

(教育長) それでは、議案第1号「湯沢町いじめ防止基本方針」の改定について、説明をお願いします。

(管理指導主事) 「湯沢町いじめ防止基本方針」の改定について説明いたします。

資料が3点あります。一番上に乗っているのが基本方針の正本であります。次の資料が赤字で見え消したもので、改定箇所が分かる資料であります。そして、3点目が新旧対照表となっております。説明には、赤字が入ったところがどこが変わったかが分かりやすいので、それを使って説明させていただきますので、お願いいたします。

赤い字の入ったものを、「令和4年12月(改定)」と書いてあるものをご覧ください。めぐりまして、目次があり、「はじめに」とあります。「はじめに」の中段より少し下のところにあります。赤字のところ。令和2年12月には新潟県いじめ等の対策に関する条例が施行されたことを受け、平成30年2月と令和3年7月に新潟県いじめ防止基本方針が改定されました。今回の改定は、この令和3年7月の基本方針の改定を受けての改定という、大きくはその改定

という形になります。

大きく3点改定したところがあります。めくりまして1ページ目の2番、「いじめの定義」だったところを「定義」としまして、(1)にいじめの定義、そして(2)にいじめ類似行為の定義を加えました。これは、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものというふうに定義されておりますが、具体例といたしますと、2ページの上段の赤字、3-2、具体的ないじめ類似行為の例とありますが、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合などということで、ネット上に悪口を書かれていて、もしそれを本人が知ると大変傷つくというような場合に、いじめ類似行為ということになります。このことを明確に定義づけたということでもあります。

そして、ページをめくりまして、部分的に少しずつ赤字が入っておりますが、10ページに重大事態への対処というのが第3のところにあります。重大事態が起きたときに調査をする必要があります、教育委員会が調査を行うことになった場合の調査をいじめ等調査委員会を設置して調査をすると。湯沢町いじめ等調査委員会を設置して調査を行うということを文面にしております。第三者で構成される5名程度の委員で湯沢町いじめ等調査委員会を設置し、重大事態に対しての調査を行うというところでもあります。

そして、めくりまして、その調査でも十分納得が得られなかった場合に、13ページになります。これが3点目の大きなものでありますが、町長による再調査及び措置を講じるということで、13ページの一番下のほうにあります。湯沢町いじめ問題再調査委員会を設置するということを明示したところでもあります。

そして、一番最後、15ページのところにいじめ防止基本方針に関する組織の概要を図面の形で示しております。一番上にある湯沢町いじめ防止対策等委員会は、現在もある委員会です。青少年問題協議会が兼務している委員会です。学校がいじめ防止基本方針を策定する。町教育委員会が真ん中辺に示されております。重大事態が発生したときに、今ほど話をさせていただきました、左下、湯沢町いじめ等調査委員会を設置する。そして、必要が生じたときには、右側に湯沢町いじめ問題再調査委員会を町長が設置するというふうなことを位置づけた図面となります。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

(教育長) 若干補足いたしますと、これまで重大事態が起きた場合の調査は湯沢町青少年問題協議会がその調査を兼ねて行うという方針になっていたわけなのですが、全国的にもなかなかいじめが根絶できなくて、重大事態あるいはそれに伴う調査がなされていますし、県内でもかなり、燕市をはじめとして重大事態が発生して調査委員会が設置されているのですが、大体

が5名前後の専門家、弁護士、精神科医、社会福祉士といった専門家によって構成される委員会で調査がなされる例がほとんどでありまして、青少年問題協議会でも様々な立場の方々から委員になっていただいているのですけれども、やや人数が多いということがあったり、弁護士や精神科医といったレベルの専門家ということとはまた違うというようなことから、今回、他の自治体で調査が行われている例に倣って、専門家による調査委員会を組織して調査を行い、さらにそれでも保護者や当該児童生徒の納得が得られない場合には町長による再調査を行うというような、これもほとんどの自治体のいじめ防止基本方針がそうなっていると思われる状況の中で改定するものであります。

私の補足を含めまして、ただいまの説明について不明な点やご意見がありましたらお出しただければと思います。

(委員) 基本的には、あちこちのいろいろこういった問題があって、流れとしては、1回目のそういう協議会をつくっても、それがほとんど、いじめられた方の家族や何かの承認を得られなくて、またその次をつくって、それでやっと収まって、基本的にはほぼ学校側というか、教育委員会側が負けているような状態がずっと、ニュースを見ていると続きますので、最終的にはやっぱりそれなりの地位、知識、いろいろな資格を持っている方から調査していただかないと恐らく皆さんが納得しないような状態になっていますので、このような流れがいいかと思えますので、進めてもらいたいと思います。

(教育長) ありがとうございます。

ほかに不明な点等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、ただいま説明のありました湯沢町いじめ防止基本方針を令和4年12月時点として改定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。挙手全員で議案第1号「湯沢町いじめ防止基本方針」の改定は承認されました。

協議事項がありませんので、報告連絡事項に進みます。

(以下、録音せず)

6 報告連絡事項

① 12月議会について

(子育て教育部長) 議会案件について説明

② 区域外就学について (非公開)

③ 令和5年度の「休日の部活動地域移行」について

(管理指導主事) 進捗状況等について説明

④ 令和5年度湯沢認定こども園入園申し込み状況 (R4. 12. 20時点)

(子育て支援課長) こども園の入園申込状況について説明

⑤ 令和5年度湯沢児童クラブ入所申し込み状況 (R4. 12. 20時点)

(子育て支援課長) 児童クラブの入所申込状況について説明

⑥ 各課係より報告

(子育て支援課長) 子育て支援棟建設の進捗状況について報告

(子育て教育部長) 12月22日(木)に行われた川村あんり選手への「湯沢町スポーツ栄誉賞」授与式及び湯沢学園での交流会について報告

7 その他

① R5. 2月委員会会議開催予定日について

第2回湯沢町教育委員会会議は2月27日(月)開催予定といたします。

② その他

(子育て教育部長) 令和5年度新潟県市町村教育委員会連合会定期総会及び研修会について

8 閉会

午前10時27分 閉会

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和5年 1月31日

湯沢町教育委員会教育長 島村 文男

署 名 委 員 上村 麻美